

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公共施設等総合管理計画（概要版）

1. 計画策定の目的と位置づけ

■目的

本計画は、人口減少等により、圏域住民の1人当たりの公共施設の維持管理に係る負担の増加が見込まれる中、公共施設等の現状と課題を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の適切な整備や更新を計画的に行うことで、将来の財政負担を軽減、平準化することを目的とする。

■位置づけ

今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すものであり、今後策定する個別施設計画の指針となるものと位置付ける。

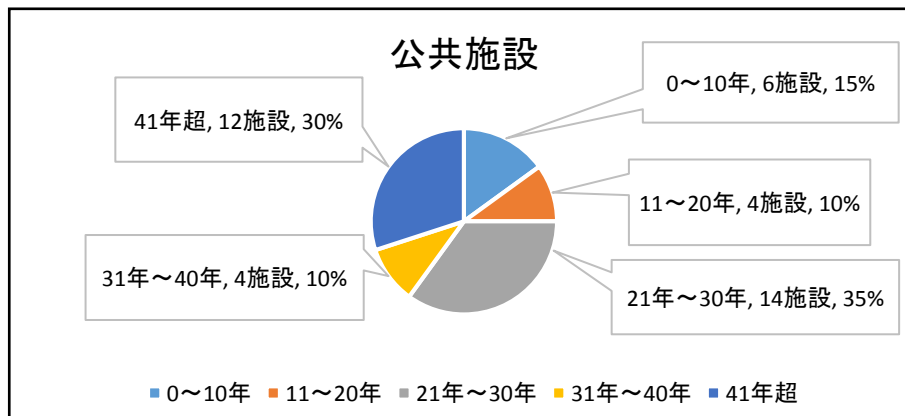
■対象となる公共施設等

公共施設（建物）：廃棄物処理施設、消防署等の建物40施設（3.1万㎡）
都市基盤施設（インフラ）：上水道（管渠）40.4km

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し（施設・人口・財政）

施設

施設の経過年数別の割合

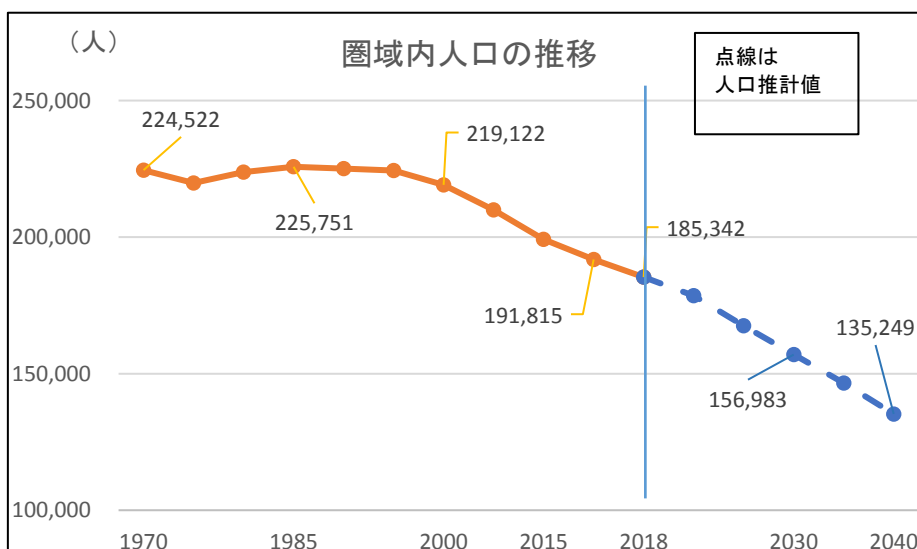


- 公共施設－全体の約40%にあたる16施設が、建設後すでに31年以上経過
- インフラ施設－100%が29年経過



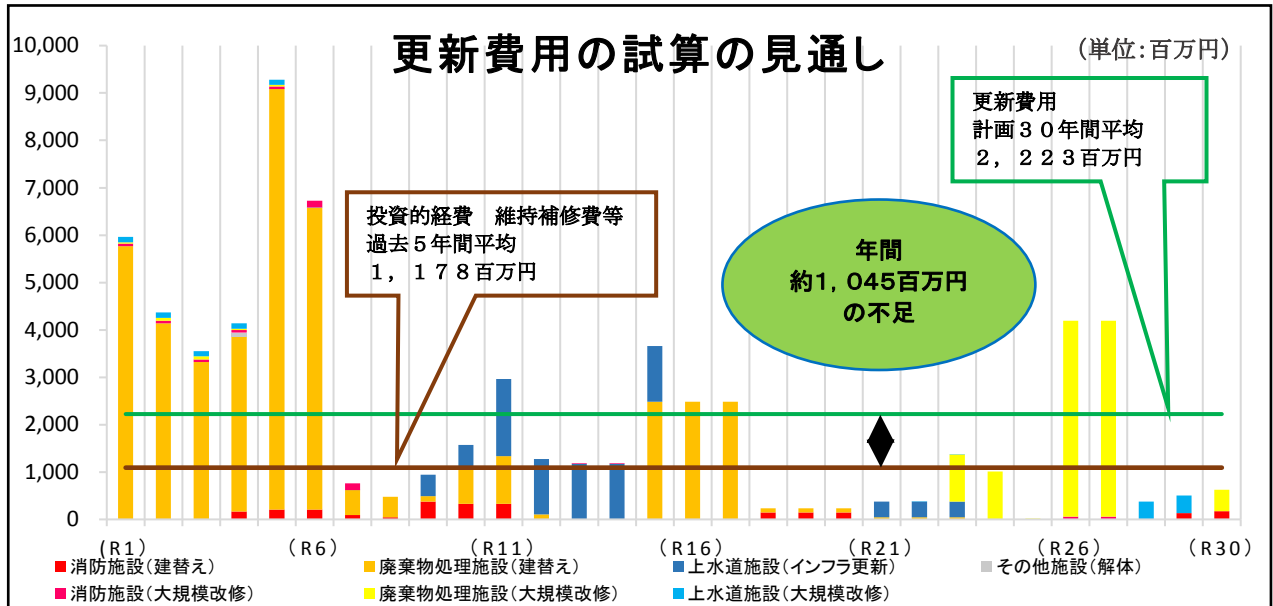
施設の老朽化が進行
⇒ 今後は、公共施設等の更新にかかる費用が増大

人口



・人口減少が進行。
令和22年（2040年）には約13万5千人まで減少する見込み

⇒ 施設の規模や配置などの適正化が課題



【更新費の不足】
⇒10.5億円/年の不足

【施設の老朽化】
⇒老朽化した施設の更新が必要な時期の到来

【人口減少・構成市町村財源の縮小】
⇒将来世代の負担が増大

課題

- 歳入－財源の約8割5分が負担金
- 歳出－維持補修費・投資的経費の増加



- 更新費用の平準化
- 適正な施設規模の更新による財政軽減化
- 適切な修繕による機能維持、安全性の確保

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

◎ 計画期間：令和元(2019)年度から令和30(2048)年度までの30年間

- 計画的に老朽化対策を行い、施設の安全性・機能を維持
- 社会状況の変化に合わせて、適正な規模・機能に見直し
- 維持管理・更新に係るライフサイクルコストの縮減

(1) 点検・診断等の実施

- 計画的な点検・診断の実施
- 点検・診断履歴の有効活用

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施

- 予防保全型の維持管理

(3) 安全確保の実施

- 危険な施設等への措置

(4) 耐震化の実施

- 耐震化の推進

(5) 長寿命化の実施

- 個別施設ごとの長寿命化計画の推進

(6) 統合や廃止の推進

- 必要性について構成市町村と連携

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

- 全庁的な取組体制の構築

(8) 民間活力導入の実施

- 民間事業者との連携

(9) ユニバーサルデザイン化の推進

- 建替え時、ユニバーサルデザイン化の検討

(10) 構成市町村との連携の推進

- 情報共有、資産等の共用・複合利用等の検討

4. 施設類型ごとの管理に関する基本方針

① 廃棄物処理施設

・ごみ処理施設 ・し尿処理施設 ・最終処分場 計12施設

- 更新が決定している施設の修繕については、必要最小限の範囲とし、コストの縮減に努める。
- 定期的な点検・診断等により、施設の状態を把握して予防保全型の修繕等を実施し、長寿命化を図り、財政負担の抑制と平準化を図る。
- 埋立完了及び計画期間中に埋立完了となる最終処分場の浸出水処理施設については、用途廃止となるまでの間、浸出水処理が継続するので、設備機器の予防保全型維持管理により、効率化・平準化に努める。

② 消防施設

・消防署所 ・無線基地局等 計17施設

- 会津美里消防署(昭和47年度建設)について、建替工事を計画。
- その他の消防署所については、計画的に施設の整備、更新、予防保全による長寿命化等を検討する。
- 施設の統廃合の検討にあたっては、将来的な必要性を総合的に勘案し、構成市町村の意向も踏まえて検討する。
- 基地局等(5施設)については、計画的な修繕を行っていくことにより長寿命化を図る。

③ 上水道施設

・取水施設 ・浄水施設 ・送水施設 ・管路

- 住民の生活に直結する重要なインフラであり、上水道の安定的な用水供給を図るべく適切な施設の維持管理を行う。
- 施設の更新にあたっては、施設や設備の建設時期が全て同時期のため、水需要を見極め、適正な規模や時期での更新とし、引き続き、耐震化工事や、計画的な修繕により長寿命化を図り、コストの縮減に努める。

④ その他施設

・旧高等学校生徒寄宿舍若松寮

- 老朽化が進行しているため、取り壊しの方針が決定している。
- 今後、取壊し後の跡地については、貸出しや売却等も含めて検討する。

5. フォローアップの実施方針

(1) 個別施設計画の策定

- 今後は、本計画に基づき、「個別施設計画」を策定し、施設の維持管理、修繕、大規模改修及び更新等の取組を推進

(2) 進捗状況の評価

- 計画で示した基本的な方針に関する進捗状況について、適宜評価を実施

会津若松地方広域市町村圏整備組合 事務局 総務課

〒965-0861 福島県会津若松市中央三丁目10番12号
TEL:0242-24-6311/FAX:0242-24-6313